

ショートステイ 遊生の園 利用料金表【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本部分 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	529	22	¥561	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,072	184
	要支援2	656	22	¥690	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,201	
	要介護1	704	40	¥757	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,268	
	要介護2	772	40	¥826	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,337	
	要介護3	847	40	¥902	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,413	
	要介護4	918	40	¥975	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,486	
	要介護5	987	40	¥1,045	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,556	
第3段階②	要支援1	529	22	¥561	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,231	
	要支援2	656	22	¥690	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,360	
	要介護1	704	40	¥757	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,427	
	要介護2	772	40	¥826	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,496	
	要介護3	847	40	¥902	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,572	
	要介護4	918	40	¥975	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,645	
	要介護5	987	40	¥1,045	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,715	
第3段階①	要支援1	529	22	¥561	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥2,931	
	要支援2	656	22	¥690	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,060	
	要介護1	704	40	¥757	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,127	
	要介護2	772	40	¥826	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,196	
	要介護3	847	40	¥902	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,272	
	要介護4	918	40	¥975	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,345	
	要介護5	987	40	¥1,045	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,415	
第2段階	要支援1	529	22	¥561	¥880	¥600	¥1,480	¥2,041	
	要支援2	656	22	¥690	¥880	¥600	¥1,480	¥2,170	
	要介護1	704	40	¥757	¥880	¥600	¥1,480	¥2,237	
	要介護2	772	40	¥826	¥880	¥600	¥1,480	¥2,306	
	要介護3	847	40	¥902	¥880	¥600	¥1,480	¥2,382	
	要介護4	918	40	¥975	¥880	¥600	¥1,480	¥2,455	
	要介護5	987	40	¥1,045	¥880	¥600	¥1,480	¥2,525	
第1段階	要支援1	529	22	¥561	¥880	¥300	¥1,180	¥1,741	
	要支援2	656	22	¥690	¥880	¥300	¥1,180	¥1,870	
	要介護1	704	40	¥757	¥880	¥300	¥1,180	¥1,937	
	要介護2	772	40	¥826	¥880	¥300	¥1,180	¥2,006	
	要介護3	847	40	¥902	¥880	¥300	¥1,180	¥2,082	
	要介護4	918	40	¥975	¥880	¥300	¥1,180	¥2,155	
	要介護5	987	40	¥1,045	¥880	¥300	¥1,180	¥2,225	

1単位=10.17円

※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方

第3段階②：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方

第3段階①：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階：生活保護を受けている方など

※2 【上表で計上している加算】

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位/日 ※介護予防は除く

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)：22単位/日

【上表で計上していない加算】

・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日 ※対象者のみ算定する

・介護職員処遇改善加算(Ⅰ): (基本部分単位数+各種加算単位数) × 14.0%が別途かかります。

※3 食費1日につき、おやつ代として150円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。

※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。

(通常の送迎範囲) 新潟市の南区全域、西蒲区の旧潟東村・旧中之口村全域

※5 特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。

※6 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、表中網掛けの『サービス利用料金合計額(1日)』の金額が2倍(3倍)になります。

令和6年11月1日現在